

東京大学生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター(DMTC)

協賛事業 2024 年度 募集要項

1. 協賛事業の目的

国立大学法人東京大学(以下「本学」という。)では、東京大学生産技術研究所附属災害対策トレーニングセンター(以下「DMTC」という。)が行う災害対策トレーニングプログラムに多数の行政職員、研究者、大学院生、民間企業の社員、地域で災害対策を行っている個人等が参加しています。しかし、我が国の高い自然災害のリスクを考えると、特に民間企業等の法人が積極的に災害対策を推進し、人材の裾野を広げることが必要です。

そこで DMTC では、災害対策をバリューとして取り組んでいる法人がより評価される社会を創り、社員等の構成員による災害対策のさらなる推進を目的として、本事業の主旨に賛同する法人を以下の通り募集します。

2. 名称

基礎プログラムの協賛事業

3. 募集内容

基礎プログラム（災害対策論＋災害科学論）協賛事業

<https://tdmtc.tokyo/dmtc-brochure/>

協賛金 30 万円/年・1 法人 1 口（税別）（支払いは 1 年分一括払）
入金月の翌月から 12 か月間（入金が 4 月の場合翌年の 4 月末日まで）

4. 募集期間

2024 年 5 月 1 日～2024 年 12 月 31 日

5. 活動内容と協賛者受益

(1) DMTC のホームページやパンフレット等を通じて、協賛企業が本事業に協賛いただいている事を PR。

(2) 2024 年度の基礎プログラム（災害対策論＋災害科学論）の受講。

協賛金 1 口につき、3 名まで受講可能です。

6. 応募資格

本事業の趣旨に賛同する法人。ただし次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの。
- (2) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされているもの
- (3) 社会問題をおこしているもの
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日5年を経過しない者の統制下にあるもの
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしているもの及び申し立てがなされているもの
- (6) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (7) 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- (8) 政治団体
- (9) 宗教団体
- (10) 前各号によるもののほか、本学の協賛者としてふさわしくないと本学が認めるもの

7. 申し込み法人

法人単位ごとの申し込みとします。グループ会社や子会社は個々に申し込みが必要です。親会社の協賛申し込みのみでは、協賛者向けのイベント等に関連会社、グループ会社、子会社は参加できません。

8. 受け入れ結果

前項の申し込みがあった場合、審査の上、受け入れの可否を決定する。受け入れの可否を決定したときは、協賛者に通知するものとする。

9. 提出書類

協賛申込書(別紙様式)

10. 協賛金納入時期

協賛申込書の受領後、本学より請求書を送付します。協賛者は、請求書記載の期日までに指定の銀行口座へ振り込むものとします。

11. 協賛の解除

協賛者が応募資格を欠くことになったとき、又は信用失墜行為等に伴い本事業のイメージが損なわれる恐れが生じたときは、本学は協賛の解除をできることとします。また協賛者の事情等により協賛の継続が困難になった場合は、1カ月以上前に協賛解除を申し出てください。なお、お支払いいただいた協賛金は返却いたしません。

12. その他

本事業終了年度末時点での残金は東京大学基金に組み入れ、協賛事業の目的のために大切に活用させていただきます。

問い合わせ先

〒153-0041 東京都目黒区駒場4丁目6-1 東京大学生産技術研究所沼田研究室